

令和6年3月21日

学長裁定

横浜国立大学（以下「本学」という）は、横浜国立大学憲章に基づき、「実践性」、「先進性」、「開放性」、「国際性」を建学からの歴史の中で培われた精神として掲げ、「多様性」を重んじ、世界の学術研究と教育に重要な地歩を築くべく、努力を重ねることを基本理念としている。そのため、本学の研究活動の過程で生み出される研究データを適切に管理、公開し利活用を促進することで、社会の変化に柔軟に対応し、多様な学術知・実践知を活かして、先進的な研究を推進し、人類の知的発展に貢献する。

以上の理念のもと、本学における研究データの利活用に関する基本方針を定めることを、本ポリシーの目的とする。

（研究データの定義）

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学研究者の研究活動を通じて収集または生成されたデータのことをいい、デジタル・非デジタルを問わない。

（研究者の定義）

2. 本ポリシーにおいて、研究者とは、横浜国立大学の教職員、学生、受入研究員など、本学における研究に携わる全ての者とする。

（研究者の権利と責務）

3. 研究者は、研究データの管理を行う権限を有するとともに、その法的及び倫理的要件、契約等に従って研究データ管理を実施する責務を有する。

（研究データの公開・利活用）

4. 研究者は、自らが管理する研究データについて、その価値や研究分野の特性等を適宜検討しながら、公開等の手段で利活用を促進するように努める。

（大学としての責務）

5. 本学は、研究データの管理、保存及び利活用を推進するための環境を整え、支援する。

（その他）

6. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。